平成２３年（フ）第７９号
宮城県伊具郡丸森町大内字青葉上１番地１
債務者　佐藤　清志
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第１２５号
宮城県大崎市古川中里５丁目９番40号
債務者　安倍　　完
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第３０５号
秋田市下浜長浜字長坂157番地
債務者　山岡田鶴子
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３２９号
秋田市新屋勝平町10番21号
債務者　中道　　磐
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３３０号
秋田市土崎港南３丁目２番24号
債務者　岡部　　悟
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４６号
茨城県取手市本郷５丁目８番16―Ｂ６号
債務者　永原美紀江
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１５２号
茨城県取手市桜が丘１丁目21番９号
債務者　阿部　靖子
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１５５号
茨城県牛久市さくら台１丁目33番地13　レオパレスＨＹＴ209
債務者　鶴田　道夫
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１５８号
神奈川県秦野市下大槻410番地１―３―504、前住所茨城県龍ケ崎市川崎町71番地
債務者　佐藤　博一
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１５９号
茨城県牛久市桂町2645番地の２
債務者　中山富美夫
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１６０号
茨城県龍ケ崎市中根台１丁目３番地15
債務者　佐藤　和子
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１６３号
茨城県取手市小文間5160番地104、前住所埼玉県上尾市春日１丁目29番地22　恩田苑マンション301
債務者　保坂　　亮
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１６４号
茨城県守谷市立沢901番地の５
債務者　安曇　克明
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第４３号
千葉県館山市北条正木665番地　ピュアハイツＡ―101　磯貝方
債務者　小林めぐみ
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２３年（フ）第６５２号
兵庫県西宮市生瀬武庫川町２番３―706号
債務者　津田　匡士
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１８５号
徳島県徳島市中島田町４丁目128番地の８　中島田ドミトリー107号室、旧住所埼玉県川越市稲荷町13番地31
債務者　安藝　和之
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２１１号
徳島県名西郡石井町高川原字桜間203番地３
債務者　中川　稔弘
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
徳島地方裁判所民事部